

## 静岡県告示第126号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和元年7月2日

静岡県知事 川勝平太

### 1 形質変更時要届出区域

菊川市東横地字東ノ谷口3077番1、同字半三谷口3092番1、同字半三谷口3094番4及び同字半三谷3125番1の各一部（次の図に示す部分に限る。）

### 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び西部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）